

令和7年7月2日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 契約内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 調達番号 | CAMaD 25001 |
| (2) 調達件名 | 国際疾病情報の収集・分析および感染症流行の迅速リスク評価にかかるシステム開発 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和7年12月9日まで |
| (4) 業務場所 | 本学が指定する場所 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 別紙仕様書の5. 技術者の要件を全て満たしていること。
- (4) その他経理責任者が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書(別紙1. 業務内容の詳細について)の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番10号
国立大学法人大阪大学 先端モダリティ・ドラッグデリバリーシステム研究センター
電話 06-6879-4891
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 見積参加資格を証明する書類(上記2(3))及び見積書の提出期限
令和7年7月9日(水) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：CAMaD 25001

調達件名：国際疾病情報の収集・分析および感染症流行の迅速リスク評価にかかる
システム開発 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

国際疾病情報の収集・分析および感染症流行の
迅速リスク評価にかかるシステム開発

仕様書

1. 調達の目的

国立大学法人大阪大学先端モダリティ・ドラッグデリバリーシステム研究センター（以下「本センター」という）において、以下の機能を有するシステムを開発する。

(1) 世界の関連機関・関連団体（国連機関、国立感染症対策機関、感染症研究機関、メディア、学会など）の web サイトから、感染性伝播性疾病の発生動向や疫学的特徴に関するデータを、常時、自動的に収集・整理する。

(2) 感染性伝播性疾病に関する発生動向や疫学データを提供する情報源を拡大し、他の情報データベース（世界の人口動態の動向、人口移動の実態、保健医療資源の分布、など）との連動によって、開発するプログラムの機能の拡張を行い、世界の感染性伝播性疾病に関するリスク評価の精度を上げる。

(3) 重点感染症について、その発生動向と疫学的特徴を集中的に監視し、その疫学的特徴を記述する。

以上の機能を有するシステムを『国際疾病情報の収集・分析および感染症流行の迅速リスク評価にかかるシステム開発』とし、このシステムを開発することを調達の目的とする。

2. 実施場所

大阪大学先端モダリティ・ドラッグデリバリーシステム研究センター（大阪府吹田市山田丘 1-10 大阪大学・日本財団 感染症センター909）ないし本センターと協議し合意された場所。

3. 業務期間

契約締結日～令和 7 年 12 月 9 日

4. 業務内容

『国際疾病情報の収集・分析および感染症流行の迅速リスク評価にかかるシステム開発』にかかる業務を実現するために、以下の業務を行う（別紙 1. 業務内容の詳細について（以下、「別紙 1」という）を参照すること）。本センター担当者と密接に、本研究開発のための協議を実施する。なお【業務内容 1】を完了できない場合【業務内容 2】以降は実施し得ないため、【業務内容 1】を契約期間の最初の 1 ヶ月で完了すること。

【業務内容 1】別紙 1 に示した 10 の対象 Web サイトにおいて、疾病の発生に関する世界中の記事を、定期的に（24 時間毎に一度（サイト 1～6）ないし 1 週間毎（サイト 7～10）に一度）、かつ、網羅的に検索し、それらの記事から、別紙 1 に示す”Event 情報”にあげた情報を自動的に収集し記事を要約するとともに、収集した情報と要約した記事を、大阪大学の Website 上に掲載するようにする。ここでいう Website は本研究開発事業のために特別に構築されるものであり、最初は本研究開発事業のためだけに用いられる非公開のものを使用する。掲載された記事を Public Health Event と呼ぶ。なお、クローリングできない Web サイトは、代替となる情報収集手段を提案し、設計・実装することを要する。

【業務内容 2】 業務内容 1 の完了によって作成された大阪大学の本研究開発用 Website 上に掲載される収集情報と記事要約、すなわち、Public Health Event を、一つのリスト（以下「Public Health Event リスト」という）に格納し、別紙 1 に示す機能を開発・付加する。

【業務内容 3】 特定の疾病（disease）に基づいて抽出された Public Health Events の特定の疾病（disease）について別紙 1 に示す要約統計機能を開発・付加する。

【業務内容 4】 業務内容 1 の完了によって作成された大阪大学の本研究開発用 Website に、別紙 1 に示す”Disease 情報”にあげた情報を格納できるサイトを構築し（以下「Disease Information Library」という）、各々の疾病について、”Disease 情報”にあげた情報を、対象 Web サイトや関連論文から自動的に収集・要約する機能を開発・付加する。Disease Information Library に登録される疾病は 150 前後の疾病を想定している。データの取扱については別紙 1 に示す。

【業務内容 5】 業務内容 1 の完了によって作成された大阪大学の本研究開発用 Website に、別紙 1 に示す”Area 情報”にあげた情報を格納できるサイトを構築し（以下「Area Information Library」という）、各々の国・地域について、”Area 情報”にあげた情報を、対象 Web サイトや関連論文から自動的に収集・要約する機能を開発・付加する。Area Information Library に登録される国・地域は 300 前後の国ないし地域を想定している。

【業務内容 6】 業務内容 1 の完了によって作成された大阪大学の本研究開発用 Website に、別紙 1 に示す 4 つの”pane (window)”を同時に表示できるサイト（以下「Analysis & Assessment」という）を構築し、Pane 1 から Pane 3 を用いて、Pane 4 を作成できる機能を開発・付加する。さらに Pane 1 から Pane 3 を用いて作成された Analysis & Assessment

サイト（画面）の Pane 4 を、Word, PPT, PDF などに出力することのできる機能を開発・付加する。

5. 技術者の要件

次の各項をすべて満たすように技術者を配置・従事させること。これを証明するため、当該技術者の略歴等（任意様式）を提出すること。なお、本業務の開始後、スキル・経験等が不足していると本センターが判断するに至った場合は人員の交代を求める。

5-1. 以下の領域、システムないしプログラムにおける 5 年以上の実務経験

- ① 自然言語処理（テキスト処理に精通していること）
- ② 機械翻訳
- ③ Python

5-2. 以下の領域、システムないしプログラムにおける 3 年以上の実務経験

- ④ Web システム

5-3. 以下の領域、システムないしプログラムにおける 1 年以上の実務経験

- ⑤ Django
- ⑥ AWS
- ⑦ 生成 AI

5-4. 以下の資格ないし能力

- ⑧ Artificial Intelligence もしくはディープラーニングの資格
- ⑨ Business Intelligence（例：Power BI）の資格
- ⑩ 英語の運用能力（TOEIC900 以上）

6. 納品物と納品場所

本センターが指定した場所へ、システム一式（クラウド環境に設置）と操作手順書を納める。

7. 受注者の責任

受注者の負うべき財務上および法律上の責任については、契約時に、本センターと協議し定めるものとする。

8. 実施責任者

受注者は本業務を実施する責任者を定め（以下「実施責任者」という）実施責任者は、以下の各事項を実施する責任を負う。

- ① 本業務に関する資料等（複製物を含む）の管理
- ② その他本業務に関する事項
- ③ 受注者は、実施責任者を変更しようとする場合、あらかじめ本センターに対し、書面により通知しなければならない。

10. 個人情報の取り扱い

- ① 受注者は、業務上知り得た個人情報については一切機密を保持するものとし、業務期間終了後についても同様のものとする。
- ② 受注者は、本業務を行うにあたり知り得た個人情報について機密保持等の義務を負うこと。
- ③ 受注者は、本業務を行うにあたり、個人情報の複製の必要性がある場合は本センターの許可を得ること。
- ④ 受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生したときは、何時でも本センターの事情聴取に応じること。
- ⑤ 受注者は、ID 及びパスワード等の情報を取り扱う場合の業務は本センター内で行い、学外にデータを持ち出す場合には、事前に本センターの許可を得たうえで必要最小限にとどめること。
- ⑥ 受注者は、委託終了時には媒体に複製した個人情報を消去し、返却すること。
- ⑦ 受注者が上記①～⑥に違反した場合、本センターは契約解除等適切な措置をとることができるものとする。

11. 秘密保持（情報セキュリティ）

- ① 情報セキュリティ及び個人情報保護について保護措置を講ずる体制を整備しており ISO/IEC27001(JIS Q 27001)「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」認証が取得済みであることを証明すること（業務を再委託する場合には、受注者の責任において、委託先に適切な保護措置を講ずる体制を整備させること）。
- ② 業務に伴い情報セキュリティインシデントが発生した場合は、本センターへ報告し、本センターの担当者と協議の上対応を行うこと。

- ③ セキュリティ対策を行わなかった結果、本センターのサービスに影響が発生した場合は、受注者の責任を問い、本センターから受注者に損害賠償を請求できるものとする。当該損害賠償額については、本センター、受注者誠意をもって協議の上確定するものとする。
- ④ 受注者は、業務に関するデータや資料を事前に許可した機器や保存先に格納すること。
- ⑤ データその他本業務の履行上発生した納入成果物については、本センターの許可なしに、業務実施場所から外部に持ち出し及び外部からアクセス可能な状態にしてはならない。

12. 業務報告

本契約について本センターの担当教員は高島義裕とし、受注者は「2. 実施場所」において定めた場所で、2週間に一度、当該教員に業務内容の進捗を報告し、必要に応じて、当該教員と業務内容の調整を行う。

13. その他

- ① 受注者は本センターの書面による承諾なく業務の全部又は一部の権利や義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供してはならない。
- ② 本業務の成果物に対する所有権・知的財産権等は全て本研究科に属する。
- ③ その他詳細事項、本仕様書に規定されない事項については、本センターと受注者の間で協議の上決定するものとする。
- ④ 業務内容遂行上、受注者が本業務を中断・中止等せざるを得ない場合、本センターは、中断・中止時までにかかる費用を支払うものとする。
- ⑤ この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。なお、製造請負契約基準と本仕様書に異なる箇所があった場合、本仕様書を優先するものとする。

業務委託契約書（案）

国立大学法人大阪大学（担当部局 先端モデリティ・ドラッグデリバリーシステム研究センター）（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲が乙に対して業務を委託するにあたり、その基本条件について以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は乙に、以下の機能を有するシステムの開発を委託する。
 - (1) 世界の関連機関・関連団体（国連機関、国立感染症対策機関、感染症研究機関、メディア、学会など）のwebサイトから、感染性伝播性疾病の発生動向や疫学的特徴に関するデータを、常時、自動的に収集・整理する。
 - (2) 感染性伝播性疾病に関する発生動向や疫学データを提供する情報源を拡大し、他の情報データベース（世界の人口動態の動向、人口移動の実態、保健医療資源の分布、など）との連動によって、開発するプログラムの機能の拡張を行い、世界の感染性伝播性疾病に関するリスク評価の精度を上げる。
 - (3) 重点感染症について、その発生動向と疫学的特徴を集中的に監視し、その疫学的特徴を記述する。
2. 甲が乙に委託する業務内容は別冊の「仕様書」であり、乙が作成主体となるが、甲も協力し、かつ修正意見を言えるものとする。

第2条（業務内容の変更）

本契約書の内容を変更する必要がある場合は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、両当事者の正当な代表者が記名押印をした変更契約をもって変更を行うことができる。

第3条（業務期間及び有効期間）

1. 業務期間は、2025年〇月〇日から2025年12月9日までとする。
2. 本契約書の有効期間は、2025年〇月〇日から委託料金の支払完済時の日時までとする。
第12条（甲の知的財産権等）、第13条（第三者の知的財産権等）、第16条（知的財産権）、第18条（損害賠償）、第20条（秘密保持）、第23条（協議解決）、第24条（合意管轄）並びに本条の定めは、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第4条（責任者及び担当責任者）

1. 甲及び乙は、乙が本件業務を履行するため、各自の責任者及び担当責任者を以下のとおりそれぞれ選任する。なお、甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者及び担当責任者を変更することができる。
 - (1) 甲の責任者及び担当責任者は、〇〇〇 とする。
 - (2) 乙の責任者及び担当責任者は、〇〇〇 とする。

第5条（法令上の責任）

1. 乙は、自己の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員等に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行うものとする。
2. 乙は、甲に対し本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、就業場所の秩序規律、風紀の維持に責任を負うものとする。
3. 乙は、本業務の履行に際し、乙（乙の従業員を含む）の故意又は過失により甲又は第三者（それぞれの従業員を含む）の生命、身体又は財産等に損害を与えたときは、かかる損害について一切の責任を負い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

第6条（業務場所）

1. 乙は、本業務の履行にあたって甲が必要と認めた場合は、甲の事業所内において業務を行うことができる。この場合において、甲は、本業務の履行のために必要な場所及び設備等（以下総称して「施設等」という）を乙が使用することを認めるものとする。
2. 乙は、甲の事業所内において本業務を行うときは、本業務に従事する乙の従業員等に甲の規則等を遵守させるものとする。
3. 乙は、使用を認められた施設等について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとし、本業務遂行の目的以外に使用又は利用しないものとする。

第7条（納入）

乙は、別冊の「仕様書」記載の納品物を 2025 年 12 月 9 日までに甲が指定した場所へ納入する。ただし、別冊の「仕様書」記載の「業務内容 1」については、2025 年〇月〇日を納入期限とする。甲は速やかに内容の確認をし、書面又はメールにて乙に業務完了の通知をする。なお、納入後第 7 営業日を経過しても通知がない場合は、当該第 7 営業日をもって甲の確認が終了したものとみなす。

第8条（委託料金、費用及び支払条件）

1. 本件業務の委託料金は、〇〇〇円（消費税等別）とする（著作権の対価一切を含む）。
2. 本件業務の履行に係る費用については、想定外の費用が発生し甲が認めた場合に限り、甲が負担するものとする。
3. 乙は、全ての納品物を甲が確認完了したのちすみやかに、かかる委託料金額並びにそれに賦課される消費税及び地方消費税の合計金額を書面にて甲に請求するものとする。甲は、当該請求内容を確認の上、作成物の確認完了月の翌々月末日までに、乙が請求書に記載した口座に振込により支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第9条（仕様書）

甲及び乙は、本合意書の成立後は相手方の事前の書面による承諾なくして甲乙双方が共有する別添する仕様書の内容を変更することはできない。ただし、やむをえない事情がある場合、甲乙協議の上、必要な範囲内において仕様の内容を書面にて変更することができる。

第10条（権利・義務の移転）

甲又は乙は、本契約に基づき、相手方に対して有する権利又は相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第11条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、その業務の範囲、再委託先の第三者、再委託の理由等につき、甲の事前の承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。
2. 前項の場合、乙は、甲の承諾があることを理由として本契約上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、甲は、当該第三者の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。

第12条（甲の知的財産権等）

1. 本契約の締結は、本業務に必要な限度で使用する場合を除き、乙に対して甲の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上若しくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下総称して「知的財産権等」という）を一切許諾するものではない。
2. 甲が甲の知的財産権等について別途、書面による合意に基づき、乙に対し使用を認めた場合は、前項の規定にかかわらずその書面による合意の定めるところに従うものとする。

第13条（第三者の知的財産権等）

1. 乙は、自己の費用と責任により、本業務の遂行及び本業務の成果の利用に必要な一切の第三者の知的財産権等に係る許諾、その他必要な合意、承認を取得することとし、本業務の遂行及び本業務の成果の利用に際し、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本業務の遂行又は本業務の成果の利用に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害している、又は侵害している可能性があるとして甲と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等（以下総称して「紛争等」という）が発生したときは、乙は、当該紛争等と相当因果関係が認められる範囲内で、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって紛争等を処理、解決するものとし、甲が被った損害を賠償するものとする（但し、乙の責め

に帰すべき事由によらない場合は除く)。この場合、乙は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定において甲と事前に合意のうえ対応にあたるものとし、その進捗状況を甲に連絡するものとする。

第 14 条 (資料等の貸与)

1. 甲は、乙に対し本業務の履行のために甲が必要と認める資料、物品（以下総称して「業務資料等」という）を貸与又は提供するものとする。
2. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用又は利用しないものとする。
3. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）が不要となったとき若しくは甲が要求したとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含む以下同じ）したときは、業務資料等を速やかに甲に対して返還するものとする。

第 15 条 (業務報告)

乙は、甲に対し、2週間に1度、本業務の進捗状況を報告し、必要に応じて業務内容の調整を行う。

第 16 条 (知的財産権)

1. 本契約に基づき乙が作成する成果物（以下「成果物」という。成果物には、プログラム、設計書、図面、報告書、データ、その他有体物及び無体物を含む。）に関する一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権を含む。以下同じ。）は、甲に独占的に帰属するものとする。
2. 乙は、成果物に関して著作者人格権を行使しないものとする。
3. 乙は、本契約期間中及び契約終了後も、成果物に関して、甲以外の第三者に対し、知的財産権を許諾、譲渡、又は担保に供することはできない。
4. 乙が、本契約に違反して第三者に対して成果物に関する知的財産権を許諾、譲渡、又は担保に供しようとした場合、甲は乙に対し、これにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。

第 17 条 (契約の解除)

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も相手方の債務不履行が是正されない場合、又は是正される見込みがない場合は、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
2. 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

3. 甲及び乙は、第1項又は第2項により解除を行った場合であっても、相手方に対する第18条（損害賠償）に基づく損害賠償の請求は妨げられない。

第18条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約書に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に対してその損害（現実に発生した通常かつ直接の損害に限り、合理的な範囲内での弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。

第19条（中途解約）

甲又は乙は、本業務が完了しない間、1か月以上の予告期間をもって書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる。この場合、甲は、解約時までの乙の本業務の出来高、進捗率等の履行実績に応じた対価及び本業務の履行に伴い乙が負担した合理的な費用を支払うものとする。

第20条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、(i) 本契約及び個別契約の存在及び内容並びに (ii) 書面、口頭、視覚的方法その他有形無形を問わず、本契約及び個別契約に関連して相手方から開示を受けた営業上、技術上その他一切の情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外する。
 - (1) 相手方から開示された時点で、既に自己が適法に保有していた情報
 - (2) 相手方から開示された時点で、既に公知であった情報
 - (3) 相手方から開示された後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報
 - (6) 秘密情報から除くことを甲乙相互に確認した情報
2. 甲及び乙は、相手方に係る秘密情報を本契約書の目的以外に使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なく当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
3. 乙は、自己の役職員又は甲の承諾を得た第三者に秘密情報等を使用させる場合は、当該役職員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
4. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、裁判所、行政庁その他の公権力から、強制力を伴う相手方に係る秘密情報の開示要請を受けた場合には、必要と認められる範囲で当該要請に応じることができる。
5. 本契約書の満了時には、自らの選択及び費用負担により、秘密情報が記録された記録媒体及び物件（複写物、複製物を含む。）を相手方に返却し、又は自己で廃棄の上、廃棄した旨の証明書を相手方に提出する。

6. 本条の規定については、本契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとする。

第 21 条（個人情報の取扱い）

乙は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙（その代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
2. 甲及び乙は、相手方が前項各号に反することが判明した場合は、何ら催告なしに本契約を解約することができる。
3. 甲及び乙は、前項の解約により相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第 23 条（協議解決）

本契約書に定めのない事項、又は本契約書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

第 24 条（合意管轄）

本契約書に関して生じた紛争は、甲の所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

本契約書成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

又は甲乙合意の上電子契約による場合は、本書の電磁的記録を作成し、電子署名を施した上で、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

甲： 大阪府吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 尾崎 雅則

乙：

別紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。